

メディアスクーリング
法学(日本国憲法)

【第 13 回】

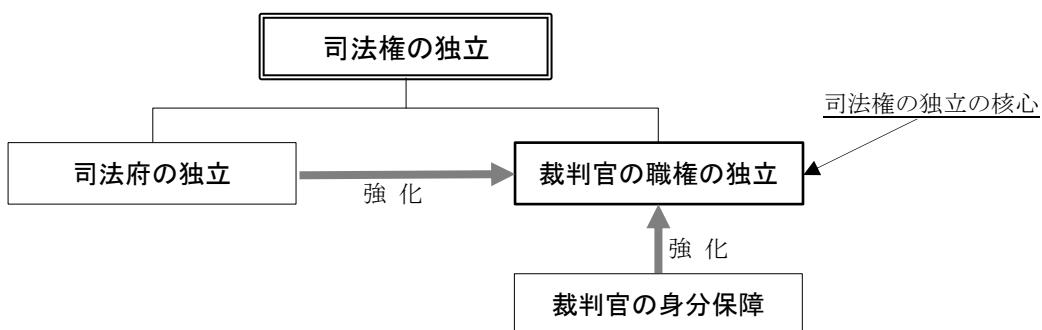
司法権の独立

1 司法権の独立の意義

- 裁判が公正に行われ、人権の保障が確保されるためには、司法権の行使が行政や立法など他の諸々の権力からの干渉や圧力を受けることなく、独立してなされなければならない、これを「司法権の独立」という。
- また、憲法保障制度としての違憲審査制を機能させ、憲法の最高法規性を維持するためにも、司法権の独立は欠かせない。

●司法権の独立の構成要素

- 司法権の独立は、司法府の独立と裁判官の職権の独立から成り立っている。このうち、裁判官の職権の独立が司法権の独立の核心であり、それを裁判官の身分保障と司法府の独立が側面から強化している。



※司法権の独立 = 司法権の行使が、行政や立法などからの干渉を受けることなく、独立してなされること。

※司法府の独立 = 裁判機構が他の権力機構から相対的に独立し、自主性・自律性を保てること。(憲法 77 条①、80 条①)

※裁判官の職権の独立 = 裁判官が裁判をするにあたって、他の国家機関や他の裁判官の干渉を受けることなく、独立して職権を行使できること。(憲法 76 条③)

※裁判官の身分保障 = 裁判官に対する恣意的な懲戒処分や減給処分などを排除し、裁判官としての地位と身分を保障すること。(憲法 78 条、79 条⑥、80 条②)

2 裁判官の職権の独立

- 憲法 76 条③ ⇒ 裁判官の職権の独立を宣言

※憲法 76 条③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

●裁判官の「良心」の意味

- ・憲法 76 条 3 項にいう「良心」の意味をどのように解釈するかについては、学説が分かれている。

◇学説(a)：客観的良心説（通説）

- ・憲法 76 条 3 項にいう裁判官の良心とは、憲法 19 条で保障されている個人的・主観的意味における良心ではなく、客観的な「裁判官としての良心」である。

◇学説(b)：主観的良心説

- ・個人の良心は 1 つのものであり、憲法 76 条にいう良心も、憲法 19 条にいう良心と同様に主観的・個人的な良心の意味である。
- ・よって、究極的には法律の解釈・運用も裁判官の主観的良心に委ねられる。

●裁判官の職権の独立を脅かす要因

- ・裁判官が「独立して職権を行う」とは、裁判の公正を保つために、いかなる外部からの干渉や圧力にも屈せずに、裁判官が自律して行動することを意味する。これがすなわち裁判官の職権の独立であるが、これを脅かすおそれのあるものとして、次のような事項がこれまでに問題となってきた。

（1）議院の国政調査権

- ・憲法 62 条は国会の各議院に国政調査権を付与しており、この権限に基づいて、各議院は広く国政に関して必要な調査を行なう。

※憲法 62 条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

- ・国政調査権は、国会が行政監督機能を発揮する際に不可欠の重要な権限であるが、これが司法に対する調査に向けられるときは、裁判官の職権の独立を脅かす場合がある。

◆事例①：浦和(充子)事件（1948）

[概要]

- ・夫が生業を顧みないので、前途を悲観して子ども 3 人と母子心中を図り、子どもだけを死なせてしまった母親に対して、浦和地裁が懲役 3 年・執行猶予 3 年の「温情判決」を下したところ、参議院法務委員会が国政調査権に基づいて本判決を調査し、量刑が軽すぎるとの決議を行ったという事件。

[事件の影響]

- ・最高裁は、法務委員会の措置は司法権の独立を侵害するとして強く抗議したが、法務委員会は、国政調査権は司法権に対しても監督権を有すると反論した。
- ・しかし、学説はほとんどすべてが最高裁を支持し、このような国政調査権の行使は、司法権の独立の核心たる裁判官の職権の独立を脅かすものであるとの評価が定着している。

（2）司法内部における統制

- ・司法内部における裁判官への干渉・圧力も、裁判官の職権の独立を脅かすことになる。具体的には上級裁判所、とりわけ最高裁判所の下級裁判所に対する干渉や、裁判所内の他の裁判官による干渉などが問題となる。

◆事例②：吹田黙祷事件（1953）

[概要]

- ・いわゆる吹田騒擾事件（大阪府吹田駅付近で朝鮮戦争に反対する労働者と警官隊が衝突した事件）の裁判にあたり、法廷内で被告人らが朝鮮戦争戦死者への黙祷を行った際に、担当の裁判長がこれを黙認した訴訟指揮の当否が問題となった事件。

[事件の影響]

- ・最高裁は、この裁判官の訴訟指揮を間接的に批判する通達を全国の裁判官に出したが、このことが裁判官の職権の独立を侵すものではないかが問題となった。

◆事例③：平賀書簡事件（1969）

[概要]

- ・自衛隊の合憲性が争われた長沼訴訟に関して、当時の平賀健太札幌地裁所長が、事件担当の福島裁判長に対して、国側の裁量判断を重視して自衛隊の違憲判断は避けるべきである旨を示唆する内容の書簡を私信として送った事件。福島裁判官は、これを不当な干渉と受け取り、この書簡を公表した。

[事件の影響]

- ・平賀所長は最高裁から注意処分を受け、東京高裁判事に転任となつたが、その後、福島判事に対しても、政府与党からの批判が強まり、国会の裁判官訴追委員会が介入して、平賀判事は不起訴、福島判事は訴追事由に当たるが起訴猶予とした。
- ・学界では、平賀所長の行為や、福島判事に対する政権からの圧力は、裁判官の職権の独立を脅かすものであるとの見解が多数を占めている。

（3）裁判官人事

- ・下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿から、内閣が任命する。裁判官の任期は10年と定められているが、再任されることができる。（憲法80条①）
- ・しかし、再任の際に、最高裁が意図的に特定の裁判官の指名を拒むがあれば、それが圧力となって、裁判官の職権の独立を脅かす危険性がある。

◆事例④：宮本判事補再任拒否事件（1971）

[概要]

- ・熊本地裁判事補であった宮本康昭氏が、10年の任期を終え、再任を希望したところ、最高裁から再任を拒否された事件。
- ・最高裁は、再任指名は自由裁量行為であるとした上で、再任拒否の理由は人事の秘密に属し公表できないと言明し、宮本氏の不服申立ても却下した。

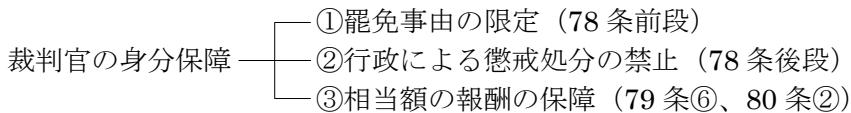
[事件の影響]

- ・こうした最高裁の措置は、宮本判事補が青年法律家協会（青法協）の会員であったことを理由とする差別的待遇であるとの疑いが濃厚であった。
- ・このようにして、事実上、再任制度を通して下級裁判所裁判官の身分保障を弱めたことに対する学説から強い批判が加えられている。

★仮に再任を拒まないとしても、裁判官の異動は最高裁が人事権を有しており、特定の裁判官に対して、意図的に不利益な異動を行えば、それが圧力となって、裁判官の職権の独立を脅かすこともある。その一例として、平賀書簡事件の福島判事は、事件の後、東京地方裁判所手形部、福島家庭裁判所、福井家庭裁判所と異動したが、一度も裁判長を務めることはなかった。

3 裁判官の身分保障

- 裁判官の職権の独立を実効性のあるものにするためには、裁判官の身分が保障されなければならない。



※憲法 78 条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

※憲法 79 条⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

※憲法 80 条② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

（1）罷免事由の限定

- 憲法上、裁判官は、①心身の故障のために職務をとれないと決定された場合、②公の弾劾による場合にしか罷免され得ない。

①心身の故障による罷免

- 心身の故障による罷免は、恣意的運用を避けるため、分限裁判という裁判所の訴訟手続によって決定されなければならない。
- 分限裁判は高等裁判所の合議体または最高裁大法廷で行われる。
- 罷免事由となる心身の故障は、相当長い期間にわたって継続することが確実に予想され、かつ裁判官の職務の執行に支障をきたす程度のものでなければならない。
- 心身の故障には、精神的・肉体的な病気のほか、失踪や行方不明なども含まれる。

②公の弾劾による罷免

- 公の弾劾による罷免は、国会に設けられる弾劾裁判所によって審理・決定される。
- 弾劾裁判所は、両議院の議員各 7 名で構成され、弾劾裁判の手続は、同じく両議院の議員各 10 名で構成される裁判官訴追委員会の訴追をまって開始される。
- 弾劾裁判による罷免事由は、(a)職務上の著しい義務違反または著しい職務怠慢、(b)裁判官の威信を著しく失わせる非行行為に限定されている。
- これらの事由があると認められたときは、審理に関与した裁判員の 3 分の 2 以上の多数意見によって、罷免が宣告される。

（2）行政による懲戒処分の禁止

- 裁判官が非行行為を行った場合、その制裁として懲戒処分を下すことができるが、司法府の自主性を尊重して、懲戒権限は裁判所自身に与えられており、行政機関による懲戒は禁止されている。
- 裁判所による裁判官の懲戒も、公正さを担保するため、分限裁判手続によらなければならない。
- 懲戒事由は、①職務上の義務違反、②職務怠慢、③裁判官の品位を辱める行状の 3 つに限られ、懲戒の内容は、現行法上、戒告または 1 万円以下の過料と定められている。

◆判例：寺西判事補事件最高裁決定（1998）

[概要]

- ・通信傍受法に反対する集会に、当初はパネリストとして参加する予定であった仙台地裁の寺西判事補が、地裁所長から事前の警告を受けたため、パネリストとしての出席は取りやめ、集会の場で「集会への参加が裁判所法で禁止された裁判官の積極的政治活動に当たるとは考えないが、裁判所長から警告を受けたので、パネリストとしての発言は辞退する」という趣旨の発言をした。
- ・この行為自体が、裁判所法で禁止された「積極的に政治活動をすること」に該当するとして、分限裁判で戒告処分を受けたため、寺西判事補が、この決定を不服として、最高裁に即時抗告した。

[判旨]

- ・最高裁は、寺西判事補の発言は個人の意見の表明の域を超え、通信傍受法は裁判官から見て問題が多いというメッセージを言外に伝える効果を持つため、積極的な政治活動に当たると判示した。
- ・しかし、本件のような発言を積極的政治活動と認定し、懲戒の対象と判断したことに対しては、学説からの批判も多く、判決でも 15 人中 5 人の裁判官が反対意見を付している。